

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年六月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 天満屋ハピーズ東一宮店

所在地 津山市東一宮一番地一一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三番一六号

代表者の氏名 代表取締役 野口 重明

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ハピーマート東一宮店

(変更後) 天満屋ハピーズ東一宮店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社天満屋ハピーマート

住所 岡山市北区岡町一三番二六号

代表者の氏名 代表取締役 森下 和幸

(変更後) 名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三番一六号

代表者の氏名 代表取締役 野口 重明

4 変更年月日

平成二十八年三月一日

二 届出年月日

平成二十九年六月十九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十九年六月二十七日から同年十月二十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課